



「関西サプライチェーンセキュリティシンポジウム(仮称)  
で使用する会場借上契約」に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019年4月12日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本年6月に大阪で開催されるG20においてDFFTがひとつのテーマになることにあわせ、サプライチェーンにおけるデジタルデータの連携・活用におけるサイバーセキュリティ上の課題などについて参加者間の知見の共有を目的に、わが国における製造業の大きな集積拠点のひとつである大阪府において「関西サプライチェーンセキュリティシンポジウム（仮称）（以下「本行事」という。）」を開催します。本行事の開催会場の借上げについて、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、会場要件及び応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 開催計画の概要

別紙「仕様書」2. 概要のとおり。

### 2. 会場の要件

- ・ 別紙「仕様書」4. 会場要件 を満たしていること。

### 3. 応募要件

- (1) 提案者は、法人格を有しており、施設の所有者または運営者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表類、最新の納税証明書の原本又は写しを提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

### 4. 手続き等

- (1) 担当部署：

応募（提出）先及び問合せ先：

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 企画部  
中小企業支援グループ 担当：伊藤、近藤

電話番号：03-5978-7508

E-mail：isec-sme-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

本件業務への参加を希望する者は、事前に上記「2. 会場の要件」及び「3. 応募要件」を満たしていることを、電話、E-mail 又は直接訪問にて(1)担当部署の確認を受け、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出すること。（担当部署の確認を受けていない者の参加意思確認書は受領しない。）

期限：2019年4月23日(火)17時00分

場所：(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式1）

② 「3. 応募要件」を満たすことが可能であることを証する書類

・平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

③ 委任状（代理人が提出する場合等）

④ 会社概要（様式2）

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行することになった場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏  
住所  
団体名  
代表者役職氏名 印  
担当者所属役職氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

「関西サプライチェーンセキュリティシンポジウム(仮称)で使用する会場借上契約」において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 会社概要

- ※ 会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)  
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 2 会場の要件

- ※ 会場の要件を満たしている状況等について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)  
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- ※ 応募要件を満たしている状況等について記載すること  
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏 名	年 令	役 職 名	担 当 部 門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持 株 数	構 成 比 (%)	貴 社 と の 関 係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関 連 企 業			主 要 外 注 先 又 は 仕 入 先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	



## 仕 様 書

## 1. 件名

「関西サプライチェーンセキュリティシンポジウム(仮称)で使用する会場借上契約」

## 2. 概要

- (1) 名称：関西サプライチェーンセキュリティシンポジウム(仮称)
- (2) 開催日時：2019年5月28日(火) 13:00~17:00(設営・撤去時間含まず)  
(設営作業、リハーサル、撤去作業等を含めた使用時間は、8:00~18:00を予定)
- (3) 主催：IPA  
共催：近畿経済産業局、近畿総合通信局、一般財団法人関西情報センター(調整中)
- (4) 来場者：サプライチェーンを構成する中小企業関係者(経営者・情報セキュリティ担当者および元請企業関係者)、中小企業の情報セキュリティ対策支援者
- (5) 内容：
  - ・サプライチェーンにおける、デジタルデータの連携や共有、活用による経済の活性化とともに、その課題となるサイバーセキュリティについて国内外の有識者や専門家等による講演およびパネルディスカッション
  - ・サプライチェーンを構成する中小企業の情報セキュリティの現状を知る、国内外の有識者や専門家および中小企業関係者による講演およびディスカッション 等

## 3. 借上年月日

2019年5月28日(火)

## 4. 会場要件

- (1) 会場は、大阪府において交通の要所である JR 大阪駅および大阪メトロ御堂筋線、阪急電車梅田駅の周辺の大阪市北区内にあり、最寄り駅から徒歩 10 分未満であること。複数の鉄道または路線バスの停留所から徒歩 10 分未満であること。
- (2) 以下の内容を同一建屋内で確保できる施設であること。またイベント会場と控室は近接していること。

内容	要件	場数
イベント会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積が 400 m<sup>2</sup>以上でかつシアター形式で 380 人以上収容可能であること</li> <li>・来場者が着席した状態で、講演資料を支障なく判読可能な投影機材(スクリーン、プロジェクター)の設置及び調達が可能であること</li> <li>・講演とディスカッション用のステージと音響機材(調整卓等)を有すること</li> <li>・同時通訳を行うための機器、設備が常設されているか、設置可能であること(但し、同時通訳の機器借料とサービス提供の費用は別途調達とする)</li> <li>・照明の明るさを多段階で調節可能であること</li> <li>・天井高が 4.5m 以上であること</li> </ul>	1
控室(講演者用)	・15 m <sup>2</sup> 以上の部屋	3
控室(事務局用)	・25 m <sup>2</sup> 以上の部屋またはスペース	1
ロビー(ホワイエ)	・30 分間に最大約 380 名の受付業務が実施可能なロビー(ホワイエ)スペース	1

- (3) 開催当日に、同一会場で他の団体が実施する類似の行事等と競合しないこと。
- (4) 施設利用者専用の駐車場及び設営資機材・荷物搬入出車両が使用できる駐車場があること。
- (5) 施設又は施設が含まれる建造物に車寄せがあること。
- (6) 空調設備、分煙設備等施設内環境維持のための設備が整っていること。
- (7) 本行事において必要な付帯設備（机・椅子・演台・ステージ等）が常備されているか、施設を通じて調達が可能なこと。
- (8) イベント会場、控室及び事務局にてインターネット接続が可能なネットワーク回線や通信機器が使用可能であること。
- (9) 本行事において必要な音響、照明及び映像機器等並びにそれらを準備及び運用する人員が調達可能であること。
- (10) 講演者及び来賓等に供する飲料等の調達が可能であること。
- (11) 上記(7)から(10)については、開催当日まで利用実績が確定しないことから、会場借用費とは別に実績に応じた費用が請求されること。

以上